



根 拠 法 令	解 説
<p>3 地方自治法等の一部を改正する法律</p>	<p>合併特例法とは、昭和 40 年に制定された「合併特例法」が合併協議会の設置や住民発議制度の制定、合併する場合の各種の特例を定めた法律で、平成 11 年 7 月に法の一部改正が行われ、合併特例債を柱とする財源措置が創設され、平成 17 年 3 月 31 日を期限とする時限立法です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物処理計画は、合併協議会で協議する事項とされているが、具体的には合併後とされることが多い。</li> <li>・ 地方自治法第 74 条第 3 項に 1 項を加えたもので、地方議会議員派遣の制度化や住民訴訟制度の見直し等を内容としており、分権型社会にふさわしい地方議会の充実や地方行政運営の確立を求めたものです。</li> </ul>